

お知らせ

引揚者の方々からお預かりした
 通貨、証券類の返還

広島税関支署
 ☎ 082-505-6921

【返還の対象】
 ①終戦後外地（海外）から引き揚げてこられた方が、上陸後に税関または、海運局に預けられた通貨、証券類（※）など
 ②外地の引揚集結地において、総領事館などに預けられたものうち、日本に送還された通貨、証券類など
 ※通貨とは、旧日本銀行券、中華民国紙幣、満州中央銀行券、旧ソ連紙幣

【応募方法】
 Hpから
 「こころの旅」で検索
 FAXで
 03-3465-1327
 はがき・封書で
 〒150-8001
 NHK「こころ旅」係へ

【締切】 9月7日必着

証券類とは、日本国債（大東和戦争特別国庫債券、割増金付勸業債券、復興貯蓄債券、その他の債権）、預貯金証書通帳、生命保険証書
 【請求手続き】
 ①税関・海運局、または総領事館が発行した保管証や預かり証が必要ですが例外もあります。
 ②ご家族の方の返還請求も可能です。お心当たりの方は最寄りの税関までお問い合わせください。

宝くじの助成金で
 備品を整備

政策企画課 ☎ 42-5612
 平成27年度のコミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）を活用して、備品を整備されました。
 このコミュニティ助成事業は一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な施設や備品を整備するために助成しているものです。
 「丹比地区振興会」
 整備内容（製餅機、折りたたみ

②半額免除の場合

保険料の半額免除というのは、毎月保険料の半額が免除されるのですが、残りの半額の保険料は必ず納めなければなりません。
 平成27年度では、半額免除を受けると月額7,800円が免除され、残りの7,790円は納付しなければなりません。この7,790円の保険料を毎月納付しないと半額免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

③4分の1免除の場合

4分の1免除というのは、毎月の保険料の4分の1が免除されるのですが、残りの4分の3の保険料は必ず納めなければなりません。
 平成27年度では、4分の1免除を受けると月額3,900円が免除され、残りの1,690円は納付しなければなりません。この1,690円の保険料を毎月納付しないと4分の1免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

【保険料の納期限】

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。
 そして、2年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります
 （※後納制度を利用すれば10年間滞って納めることはできますが、その場合、免除された額ではなく、全額納付する必要があるります）。

保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料については、この納期限までに納めなければなりません。ご注意ください。



福祉

後期高齢者医療

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

保健医療課 ☎ 42-5619

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）をお持ちの方は、毎年8月に、世帯の課税状況により認定区分が決定されます。

テーブル、かき氷機、ボン菓子機、バーベキューコンロ、ガス釜、炊飯ジャー、ウォータークーラー、発電機、わた菓子機

平成27年国勢調査を実施します

総務課 ☎ 42-5611

平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象として国勢調査が実施されます。

●今回の調査から、インターネット・スマートフォンで簡単に回答ができるようになりました。

インターネット回答期間

9月10日～20日

インターネット回答以外の方は紙の調査票を配布します。



あなたも、
 国勢調査員になりませんか。

平成27年、5年に一度の国勢調査が実施されます。

チカラを合わせて、調査を成功させましょう。

平成26年 全国消費実態調査のお知らせ

調査票での回答
 10月1日～7日
 総務省統計局Hp
<http://kokusei2015.stat.go.jp>

年金

一部免除を受けたときは
 残りの保険料の納付を
 忘れずに

三次年金事務所
 ☎ 0824-62-3107

【保険料の一部免除とは】

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得（1月から6月までに申請する場合は前々年の所得）が基準以下の場合には、申請して承認されると納付が免除

される制度があります。この場合免除される保険料額には、全額、4分の3、半額、4分の1の4段階があります。
 このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といえます。この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間となってしまうので、注意が必要です。
 ①4分の3免除の場合
 保険料の4分の3免除というのは、毎月の保険料の4分の3が免除されるのですが、残りの4分の1の保険料は必ず納めなければなりません。
 平成27年度の場合では、4分の3免除を受けると月額1,690円が免除され、残りの3,900円を納付しなければなりません。この3,900円の保険料を毎月納付しないと4分の3免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

後期高齢者医療制度
 被保険者証（保険証）
 の定期更新

保健医療課 ☎ 42-5619

後期高齢者医療被保険者証は、毎年、8月1日から新しい保険証に変わります。新しい保険証は水色です。
 8月1日以降に病院等に行く

ときは、必ず新しい保険証を提示してください。有効期間が過ぎた古い保険証は使えません。
 8月に入っても保険証が届かない場合は、市役所保健医療課にお問い合わせください。
 【保険証の送付時期】
 平成27年7月22日以降に広島県後期高齢者医療広域連合から普通郵便で送付されています。

表① 自己負担限度額（月額）及び入院時食事代（1食あたり）

所得区分	外来 + 入院 (世帯単位)		入院時食事代
	外来 (個人単位)		
市民税 課税世帯	現役並み 所得者	80,100円 ●医療費が267,000円を超えた場合はその超過額の1%を加算	260円
	一般	44,400円	
市民税 非課税世帯	低所得者II	24,600円	※90日まで210円 ※90日を超えると160円
	低所得者I	15,000円	100円

※入院時食事代の90日判定は、過去12か月の入院期間（低所得者IIの適用を受けた期間に限ります）で判定され、申請が必要です。